

子ども食堂等における食材費・光熱費等高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども食堂等における食材費・光熱費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関して、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。）に定めのあるもののほか、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料品価格、光熱費等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するために、子ども食堂等を運営する団体に対し支援金を給付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象となる者は、西宮市内において子ども食堂を運営する者とする。

(交付額の算出方法)

第3条 次のいずれかに該当する食数に対し、1食あたり100円を乗じた金額を支援する。ただし1団体あたりの支援上限は200,000円とする。

- (1) 4月1日から3月31日までの間に子ども食堂で提供した食数
- (2) 4月1日から3月31日までの間に家庭事情等により支援を希望する子育て世帯に対し、子ども食堂が弁当等を無償提供した食数

(交付の申請)

第4条 支援金の交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 子ども食堂等における食材費・光熱費等高騰対策支援金交付申請書（様式1号）
- (2) 団体調書（様式2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて行う現地調査等により、支援金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、支援金の額、交付時期その他必要な事項を記載した交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した不交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。

3 市長は、支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 支援金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）は、前条第2項に規定する交

付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件により難しいと認めるときは、市長の定める期日までに、文書で申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による交付の決定の通知をした後において、市の財政状況その他特段の事情の変更が生じた場合には、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、または決定の内容もしくは条件を変更したときは、すみやかにその旨を申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 申請者は、次の各号に掲げる書類を、翌年度の4月10日までに速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式3号)
- (2) 事業活動時の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支援金の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、支援金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の額を確定したときは、支援金の額、交付時期その他必要な事項を記載した確定通知書により、申請者に通知する。

(交付の請求)

第10条 申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、交付請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて、翌年度の5月8日までに速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 確定通知書の写し。ただし、確定通知書が未交付の場合は交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、申請者に対し支援金を速やかに交付する。

(決定の取消)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき市長が行なった指示に違反したとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の返還)

第13条 市長は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、返還する支援金の額、納付期限その他必要な事項を記載した返還命令書により、速やかに当該申請者に対し、その返還を命じなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。